

気になる相談（令和3年8月）

怪しい副業・アルバイトのトラブル

怪しい副業やアルバイトに関するトラブルについて、10～20歳代の若者から次のような相談が寄せられています。

【相談事例】

- インターネットで、「チャットで相談にのるだけ」とのアルバイトを見つけて副業サイトに登録し、保険証と学生証の写真を送った。相手の男性から、相談の報酬以外に20万円を贈ると言われ、個人情報交換のために有料の手続きが必要になり、クレジットカードと電子マネーでサイトに次々お金を支払ってしまった。
- SNSで仲良くなった知人から、報酬がもらえる荷物の荷受代行のアルバイトを紹介された。教えられたとおり申込先に連絡し、担当者から身分証明書を送るように言われたので、住民票と電気料金の領収書の写真を送った。すると、担当者から、私の名義で携帯電話や電気製品等を購入するので届いた商品は、指定された場所に転送するよう指示された。商品が届き指示通りに転送し、報酬として6万円を受け取った。しかしその後、携帯電話会社から私宛に請求書が届き、自分が携帯電話を購入したことになっていた。担当者には連絡がとれない。

【注意点】

- 「簡単に稼げる」「気軽に始められる」と強調するインターネット広告やSNSの情報を安易に信じないようにしましょう。少しでも不審に思ったらきっぱり断りましょう。
- 「荷受代行」・「荷受転送」はアルバイトを装っていますが、本来の目的は消費者名義で不正に携帯電話等を購入することであり、その携帯電話等が他の犯罪に使用される恐れもあります。なお、消費者の身分証明書を利用して第三者が契約をすることは携帯電話不正利用防止法に違反する行為ですので、自分の個人情報を安易に他人に伝えることはやめましょう。

【対処法】

- インターネット上にはさまざまな副業・アルバイトに関する情報が掲載されていますが、始める前に、家族等周りの人によく相談しましょう。
- 不安なことがあったりトラブルに巻き込まれた場合には、一人で悩まず、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- 消費生活に関する相談は、消費者ホットライン「188」まで御連絡下さい。最寄りの自治体の消費生活相談窓口につながります。

消費者ホットライン 188 又は 愛媛県消費生活センターTEL089-925-3700(相談専用)